

# 世田谷区公契約適正化委員会（第1回）次第

令和3年8月19日（木）午前9時30分  
場所：世田谷区役所第3庁舎3階プライトホール

## 開会

### 1. 委員の委嘱

### 2. 委員の自己紹介、事務局の紹介

### 3. 会長及び副会長の選出

### 4. 審議

- (1) 今期の審議事項及び日程等
- (2) 世田谷区公契約適正化委員会の答申後の取り組みについて
  - ・労働報酬下限額について
  - ・公契約条例の周知について
- (3) 入札制度改革について

### 5. その他

## 閉会

### 配付資料

- ・次第
- ・【資料1】世田谷区公契約適正化委員会 委員名簿
- ・【資料2】第4期公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 審議の流れ
- ・【資料3】世田谷区公契約条例の手引き（案）
- ・【資料4】労働報酬下限額周知カード及び周知確認書について
- ・【資料5-1】入札制度改革について（素案）
- ・【資料5-2】入札制度改革について（素案）～区の工事入札における現状と今後の取り組みについて～

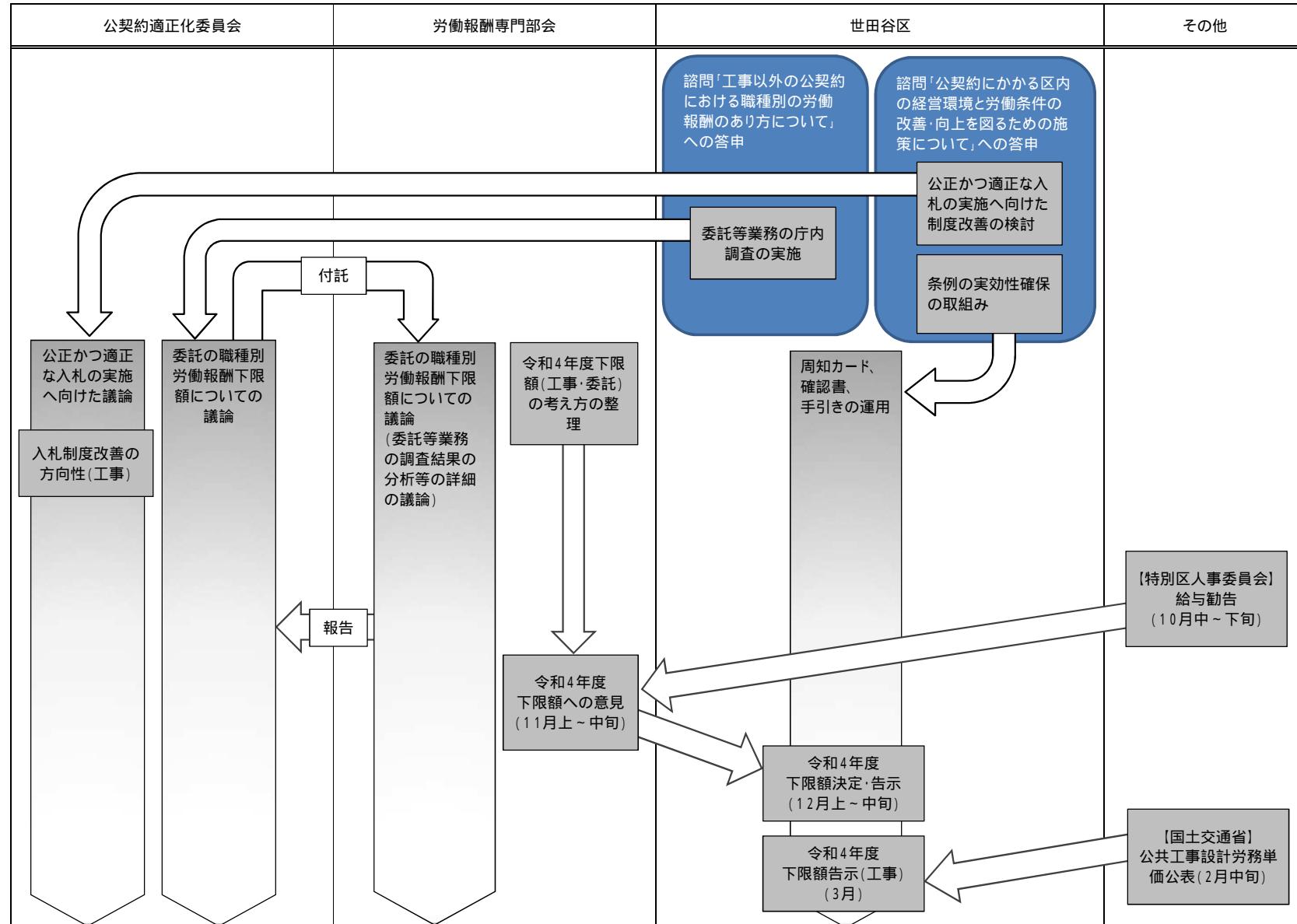
## 第4期公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 審議の流れ(案)

【資料2】

### 1. 第4期の審議事項の概要

- ・令和3年度(1年目)：答申(R3.2.25)における提言の具体化に係る審議
- ・令和4年度(2年目)：答申(R3.2.25)における提言の取組みの実施及び実施状況の検証、その他の項目の審議

### 2. 令和3年度 公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 審議の流れ(案)



令和 3 年 8 月  
財務部経理課

## 入札制度改革について（素案）

### 1 主旨

区では公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保などを通じて、地域経済の活性化や区民福祉の増進を図ることを目的として、平成 27 年 4 月に世田谷区公契約条例を施行し、より一層の適正な契約の執行に努めてきた。

今年 2 月には、本条例に基づき設置された公契約適正化委員会より、条例の意義の更なる周知及び遵守の徹底が求められること、さらに適正な予定価格や工期設定に努め、ダンピング防止のための制度改革を進めることなどについて答申を受けたところである。

これらを踏まえ、来年度からの実施に向けて以下の方向性をもって入札制度改革を推進する。

### 2 見直しの方向性

入札制度については、国や他の自治体でも制度の更新が繰り返されているとおり、区においてもその時々の状況等に応じた改正を積み重ねてきたが、今後も社会の変化とともに常に見直しが必要である。今回の見直しにあたっては、手続きの煩雑化や透明性等に留意したうえで、労働者の働きやすい環境の整備といった視点や過度な低入札を抑制する仕組みなどを盛り込んだものとし、品質を確保した適正な価格による入札の実現を目指す。

併せて、公契約条例の趣旨や取組みの周知を徹底し、事業者による労働者への適正な賃金支払い及びこれを踏まえた工事価格の積算を促す。

これらに加えて、更なる適正な予算編成及び執行を目的としたより実勢価格に即した予定価格の設定等についても関係部署と連携し、改善に向けた検討を進める。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 8 月 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議

9 月 企画総務常任委員会にて素案を報告

10 月 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議

11 月 企画総務常任委員会にて案を報告

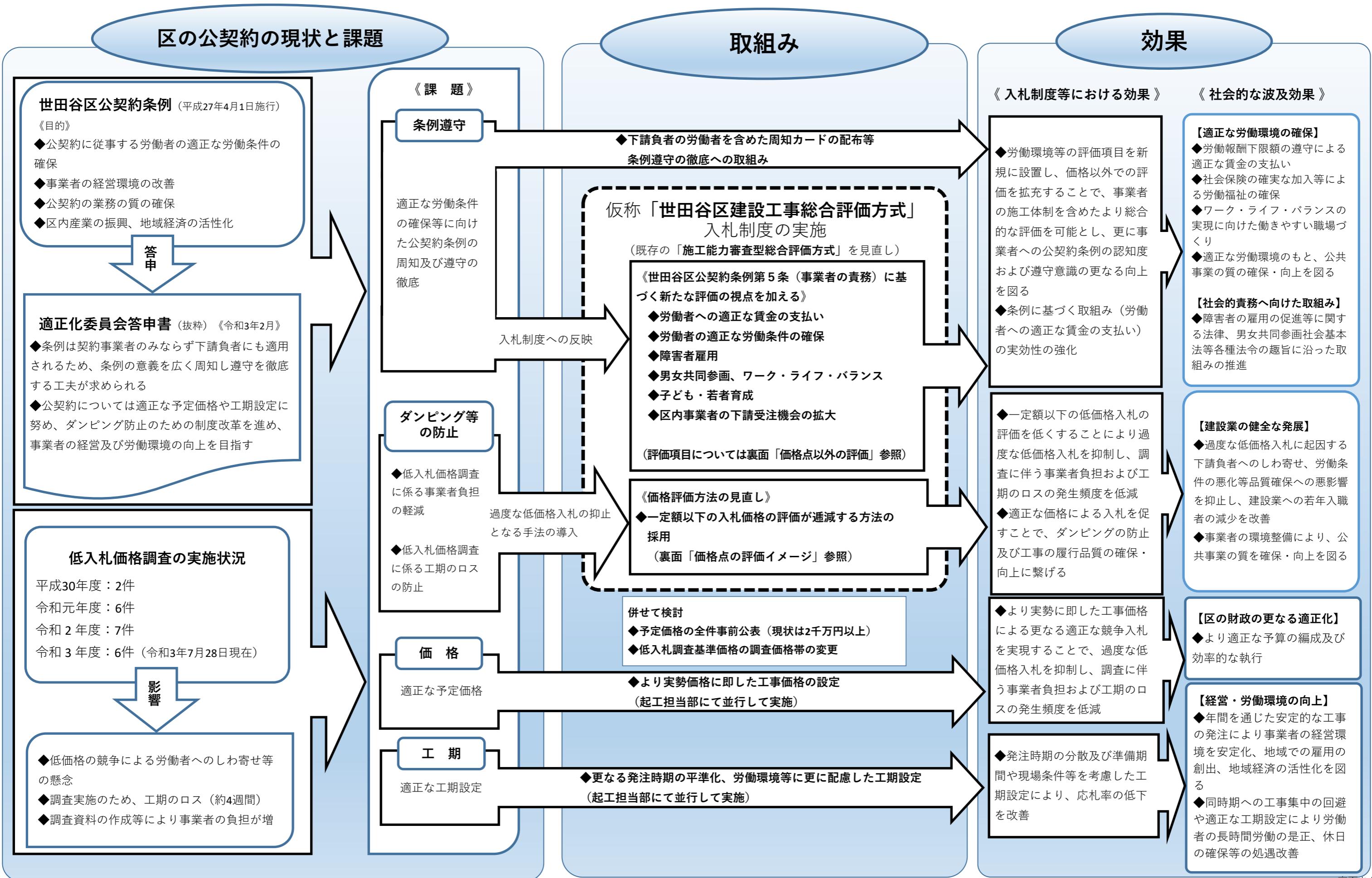
12 月 区民及び事業者向け周知

令和 4 年 2 月 見直し後の入札制度による入札公告の開始（試行）

# 入札制度改革について(素案)

~区の工事入札における現状と今後の取り組みについて~

【資料 5 - 2】



# 世田谷区施工能力審査型総合評価方式

# (仮称) 世田谷区建設工事総合評価方式

【評価値の算出】※評価値の最も高い者が落札者となる。

現行 評価値 = (施工能力評価点<sup>(A)</sup> + 地域貢献評価点<sup>(B)</sup>) + 価格点<sup>(C)</sup>

## 【価格点以外の評価】

現行

評価項目	配点 (満点)	評価の方法									
Ⓐ 施工能力評価点	工事成績	13 当該発注業種と同種の工事で過去5年内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評定通知書の総評定点を平均した値に応じて0~13点									
	優良工事実績	2 公告時点属する年度前5か年度内に工事成績トップ10に認定された案件がある場合は2点									
	配置予定技術者の資格	2 建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点									
Ⓑ 地域貢献評価点	配置予定技術者の実績	2 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>同種工事</td> <td>類似工事</td> </tr> <tr> <td>監理(主任)技術者として係わった場合</td> <td>2点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>担当技術者として係わった場合</td> <td>1点</td> <td>0.5点</td> </tr> </table> ※コリンズ(CORINS)の工事区分で当該発注工事と同一の工種で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを「同種工事」、当該発注工事より小規模ながら経験として有用なものを「類似工事」という		同種工事	類似工事	監理(主任)技術者として係わった場合	2点	1点	担当技術者として係わった場合	1点	0.5点
	同種工事	類似工事									
監理(主任)技術者として係わった場合	2点	1点									
担当技術者として係わった場合	1点	0.5点									
災害時協力協定	4 公告時点において、区と災害時協力協定を締結している場合は2点、区と災害時協力協定に準ずる協定を締結している場合は2点										
	区内本店	2 公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は2点									



改定後

改定後 評価値 = (施工能力評価点<sup>(1)</sup> + 地域貢献評価点<sup>(2)(3)</sup> + 公契約評価点<sup>(4)</sup>) + 価格点<sup>(5)</sup>

改定後

現行の評価項目に加えて世田谷区公契約条例第5条(事業者の責務)の趣旨を踏まえ、以下の視点の評価項目(内容は例示)を加える。また、これに伴い現行の評価項目の配点等も必要に応じて見直す。

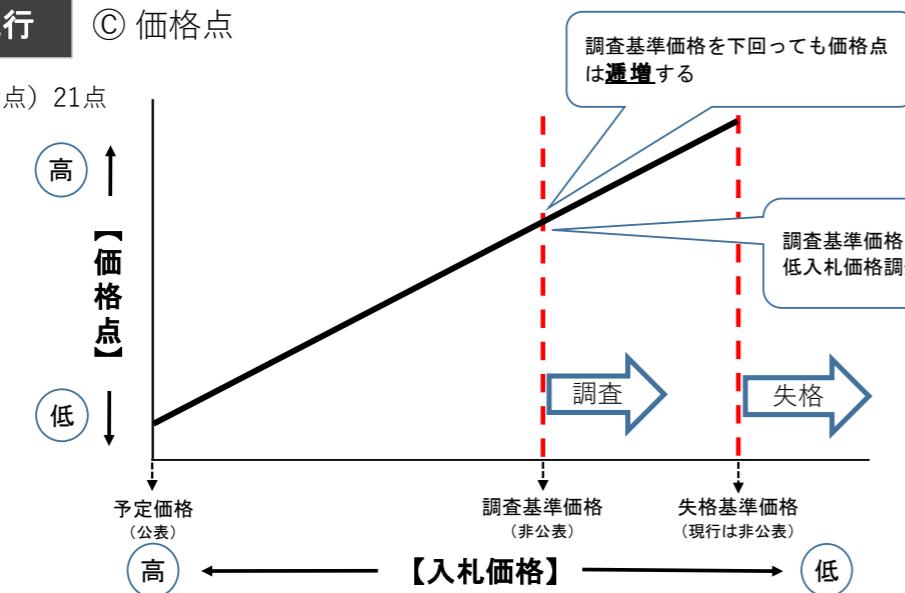
評価項目	評価項目	評価の方法
① 施工能力評価点	工事成績	労働報酬下限額の遵守(下請負者含む)
	優良工事実績	・退職金制度等の配備状況(建設業退職金共済制度の加入の有無、企業年金制度導入の有無など) ・労働安全衛生制度の充実度(建設業労働災害防止協会への加入の有無など)
	配置予定技術者の資格	労働者の適正な労働条件の確保
④ 公契約評価点	配置予定技術者の実績	障害者雇用 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス 子ども・若者育成
	災害時協力協定	障害者の雇用状況 次世代育成支援対策推進法等に基づく認定の有無など 若年者の雇用・育成状況
② 地域貢献評価点	区内本店	区内地域事業者の下請受注機会の拡大 区内事業者による下請受注の割合

※配点は今後検討

【価格点の評価イメージ】※価格点は入札価格から一定の算定式に基づき算出する。

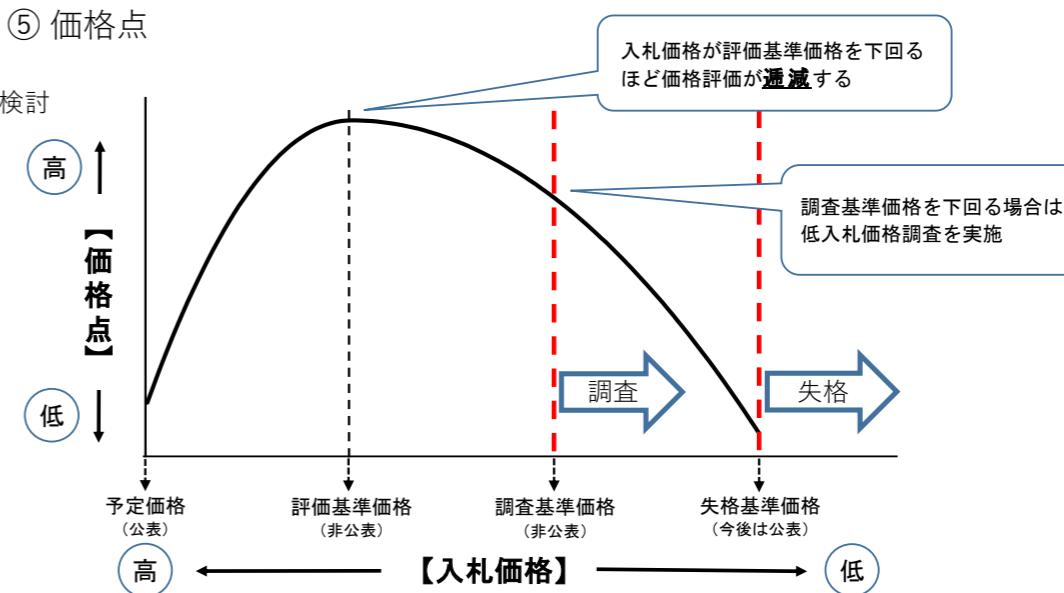
現行 Ⓜ 価格点

※配点(満点) 21点



改定後 Ⓟ 価格点

※配点は今後検討



### 《予定価格及び各基準価格についての考え方》

#### 1 改定後も現行と取り扱いが変わらないもの

##### (1) 予定価格

予定価格は、契約金額の上限としてあらかじめ設定する価格であり、積算基準等によって適正に算出された設計金額に基づき決定する。予定価格は事前公表とする。

##### (2) 調査基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施する。調査基準価格は非公表とする。

#### 2 改定後に取り扱いが変わるもの

##### (1) 失格基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とする。現行は非公表だが、改定後は事前公表とする。

#### 3 改定により新設されるもの

##### (1) 評価基準価格

予定価格の制限の範囲内で競争入札を行うことで、企業の工夫等により一定の見積努力が可能と考えられるが、適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格を設定し、評価基準価格を下回る入札では価格点が減滅するものとする。評価基準価格は、予定価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をもとに算定式(公表)により算出し、非公表とする。

一部資料については  
他の機関作成等の理由により  
非公開とする。